

**令和5年度 鳥取県会計年度任用職員（農業技術員）
採用試験募集案内**

◆鳥取県園芸試験場◆

〒689-2221 東伯郡北栄町由良宿2048 電話(0858)37-4211
ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/engei/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和5年2月8日（水）～ 2月24日（金） ◎持参、郵送どちらでも申し込みできます。 ◎郵送の場合は、2月24日（金）までに必着の方に限り受け付けします。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで （土・日曜日、祝祭日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和5年2月27日（月） ◎集合時刻 午前11時（遅刻不可） ◎試験開始時刻 午前11時15分 （運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。）
試験会場	鳥取県園芸試験場 日南試験地（日野郡日南町阿毘縁1203-1）
合格者発表日	令和5年2月28日（火）（予定） ※ 可否の結果を通知します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用 予定者数	職務内容	配属先
農業技術員	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜・花きの管理作業全般補助 ・試験研究調査補助（集計、調査等） ・試験場内環境整備作業等 	鳥取県園芸試験場 日南試験地 〒689-5551 日野郡日南町阿毘縁 1203-1

3 受験資格等

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・普通自動車運転免許(AT限定可)を有していること。
- (3) 地方公務員法第16条に該当する人（次のいずれかに該当する人）は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人。
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人。
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人。
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は令和5年3月31日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
実物鑑定試験	30点	職務内容に関する実物鑑定試験（約10分）
面接試験	70点	面接委員による個別面接（約20分）

5 任用期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	<p>○報酬 日額7,540円 ※採用時までには制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 (以下の項目も同様)</p> <p>○期末手当 期末手当基礎額(報酬の月額相当額)2.06月分(6月期1.03月分、12月期1.03月分) ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例:令和5年4月1日採用の場合の割合 6月期:100分の30 12月期:100分の100) ※県一般職の期末勤勉手当の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償(通勤手当) 支給あり 通勤距離片道2km以上の場合に支給します。 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり55,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,295円から40,557円までの範囲内で支給します。</p>
福 利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険(※加入条件を満たす場合に限り)
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後(各8週)などの特別休暇があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	(1)勤務日数 月15日以内 原則として、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日(12月29日から1月3日)を除く月曜日から金曜日のうち、月に15日以内としますが、業務の状況により土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始の県の閉庁日にも、振替勤務を指示する場合があります。ただし、月により勤務日数の変動があり、任用期間中の勤務日数は <u>130日程度</u> です。 (2)勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
任用の期間	従業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も引き続き任用が更新されることがあります(再度の任用4回まで)。

7 受験申込手続

提出書類等	別紙の「採用試験申込書」に顔写真を貼り付け、受付期間内に申込先へ持参又は郵送により提出してください。
申込み先	鳥取県園芸試験場 〒689-2221 東伯郡北栄町由良宿2048 電話(0858)37-4211 ※配属先、試験場所とは異なりますので、間違えないようにしてください。
受験票	受験票は交付しません。 ※試験当日には運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書の記載方法】

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) 連絡先は、棟、号室まで正確に記入してください。携帯電話のある場合は、その番号も記入してください。
- (3) 「最終学歴」欄には、最終学歴だけを記入してください。
- (4) 農作業経験、県での勤務経験、職歴の欄には、該当する番号及び項目を○で囲んでください。

8 合格者の決定方法

- (1) 実物鑑定試験及び面接試験の得点を合計した得点の高い順に決定します。
- (2) ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は合計得点にかかわらず不合格とします。
- (3) 合格者の辞退又は合格の取り消し等により当該合格者が採用にならない場合、または合格者が辞職等した場合は、選考試験の得点が高い順から繰り上げて採用します。

9 合格者の発表

受験者全員に合格・不合格の結果を文書で通知します。

10 試験結果の開示

- (1) この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。
 - ① 開示請求ができる者：受験者本人
 - ② 開示の内容：実物鑑定試験、面接試験の得点、合計得点及び順位
 - ③ 開示期間：合格発表日から1月間
 - ④ 開示場所：鳥取県園芸試験場
- (2) 開示請求に関する手続きについては、受験者本人が運転免許証等により本人が確認できる物を持参し、直接開示場所へおいでください。電話、はがき、電子メール等による請求は開示できませんので注意してください。
- (3) その他、開示請求に関する質問は、鳥取県園芸試験場までお問い合わせください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、集合時刻までに受付を終了してください。集合時刻に遅れた場合は、原則受験できません。
- (2) 受験の際は、運転免許証など写真付きの身分証明書を持参してください。
- (3) 施設、敷地内での喫煙は禁止します。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

13 その他

その他不明な点がございましたら、鳥取県園芸試験場（電話 0858-37-4211）にお問い合わせください。